

建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容の一部を改正する告示案 新旧対照表
 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容 (昭和四十七年建設省告示第三百五十号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後

改正前

		改正後		改正前	
建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の種類	建設工事の内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロくホ (略)	とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロくホ (略)	とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロくホ (略)
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用し、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用し、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用し、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事

解体工事	清掃施設工事	(略)	舗装工事	(略)
工作物の解体を行う工事	(略)	(略)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	(略)

	清掃施設工事	(略)	ほ装工事	(略)
	(略)	(略)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	(略)